

◎貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

(令和五年六月一六日法律第六二号) (衆)

一、提案理由 (令和五年六月一日・衆議院本会議)

○木原稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、最近におけるトラックの運転者等の労働条件等をめぐる状況に鑑み、平成三十年の議員立法において時限措置として規定された措置を継続的に運用することが必要とされているため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、令和六年三月三十一日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、当該措置の期間を当分の間延長することです。

本案は、昨五月三十一日の国土交通委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告 (令和五年六月一四日)

○蓮舫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、令和六年三月三十一日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、最近における事業用自動車の運転者の労働条件等をめぐる状況に鑑み、当該措置の期間を当分の間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、標準的な運賃の活用の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。